

令和元年度

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

日野市指定管理者候補者選定委員会

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議結果について

令和元年（2019 年）8 月

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市指定管理者候補者選定委員会
委員長 坪島 尚

日野市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」）は、地方自治法第 244 条の 2 で規定する指定管理者制度を活用した公の施設の指定管理者の候補者選定について、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」）及び日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の規定に基づき、慎重に審議したので、その結果を報告します。

1. 選定を行う施設一覧

施設名	募集方法	指定管理者制度導入状況 (更新、新規の別)
日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと	公募	更新
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ	公募	更新

2. 指定管理者候補者選定までの経過

(1) 候補者の募集

令和元年（2019年）5月15日号「広報ひの」及び同日付をもって、市ホームページで募集しました。申請書の受付締切は、同年6月17日でした。

条例第2条の規定に基づき、指定管理者の候補者を募集しました。

(2) 応募状況

施設名	応募事業者数
日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと	2者
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ	2者

(3) 選定委員会の設置及び開催経過

	日程	主な議題
第1回 (選定委員会設置)	令和元年(2019年) 7月9日(火)	①委員長選出及び選定基準の説明ほか ②施設視察
第2回	令和元年(2019年) 7月23日(火)	①日野市立みなみだいら児童館ぷらねっとの応募事業者によるプレゼンテーション、質疑応答及び採点
第3回	令和元年(2019年) 8月6日(火)	①日野市立たまだいら児童館ふれっしゅの応募事業者によるプレゼンテーション、質疑応答及び採点 ②日野市立みなみだいら児童館ぷらねっとの採点結果案決定
第4回	令和元年(2019年) 8月13日(火)	①日野市立たまだいら児童館ふれっしゅの採点結果案決定 ②審議報告書の作成

3. 選定方法

応募事業者から施設ごとに提出された事業計画書の審査を行うとともに、施設視察、事業者によるプレゼンテーション、事業者と主管課への質疑応答、及び事業者の実績等を考慮して総合的な審議を行い、当該施設の指定管理者候補者を選定しました。

4. 候補者選定結果

施設名	候補者に選定した事業者名	指定期間	
日野市立みなみだいら 児童館ぷらねっと	公益財団法人 社会教育協会	5 年	令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
日野市立たまだいら 児童館ふれっしゅ	社会福祉法人 雲柱社	5 年	令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

5. 審議の総括

選定委員会では、更なる市民サービスの向上を図れるように、次の意見を付します。

【意見】

- （１）公の施設の管理運営の重要な視点である防犯対策の取組みを強化し、利用者の安全・安心の確保に努めていただきたい。
- （２）経費削減を求めるあまり、市民サービスの低下や従業員の労働環境の低下という事態が起きないように努めていただきたい。

6. 選定委員名簿

（委員長以外の市民委員は、50 音順）

委員長	坪島 尚	市民委員
副委員長	小平 裕明	行政委員（総務部長）
委員	奥住 和子	市民委員
委員	金城 圭一	市民委員
委員	比留間 文彦	市民委員
委員	大島 康二	行政委員（企画部長）
委員	篠崎 忠士	行政委員（子ども部長） ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぷらねっと担当

施設名：日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと

(1) 選定対象事業者

公益財団法人 社会教育協会 ほか 1 者

(2) 採点結果

市民委員 4 名及び行政委員 2 名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。(行政委員 1 名欠席のため 2 名となったため 6 名で採点)

＜採点結果表＞ ★=審査にあたり特に重視した項目

審査項目	内 容	公益財団法人 社会教育協会 得点	B 者 得点	配点合計
市民の平等な利用 及びサービスの向上が 確保されていること。 (条例第 4 条第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	365 点	258 点	420 点 (70 点×6 名)
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。			
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★			
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★			
	⑤地域との連携が図れているか。★			
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。			
事業計画書等の内容が、公の施設の 効用を最大限に発揮するとともに、 管理に要する経費の削減を図ることが できるものであること。 (条例第 4 条第 2 号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	102 点	78 点	120 点 (20 点×6 名)
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★			
事業計画に沿った 管理を安定して行う物的及び人的な 能力を有していること。 (条例第 4 条第 3 号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	201 点	179 点	240 点 (40 点×6 名)
	②適正な経理処理ができるか。			
	③同種（児童館）の施設管理運営実績があるか。			
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。			
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。			
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。			
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。			

個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	24 点	23 点	30 点 (5 点×6 名)
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	76 点	51 点	90 点 (15 点×6 名)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。			
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。			
小 計 (a)		768 点	589 点	900 点 (150 点×6 名)
得 点 率 (a/b) ※b=900 点 (150 点×6 名)		85%	65%	

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5 点 要件を十分に満たしている。
- 4 点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3 点 基本的な水準を満たしている。
- 2 点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1 点 全く要件を満たしていない。

※ 審査は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

例) 内容の配点 20 点の場合：評価点 5 点×加重点 4 倍＝配点 20 点

※ 得点率の考え方

採点結果表の得点小計 (a) が配点合計満点 (b) の何%になるのか算出（小数点以下四捨五入）する。

(4) 候補者として選定した事業者

公益財団法人 社会教育協会

(5) 指定期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日 から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日 まで

(6) 選定理由

- ① 両事業者とも一定の管理運営能力を有する事業者であると判断する目安と定めている60%以上の得点を得ている。このうち、選定事業者の得点がB者より上位であったため。
- ② 選定事業者から提案された事業計画書が、B者に比べ、南平地域の地域特性がよく把握されており、また、現在の施設の管理・運営状況を十分把握、理解した上で創意工夫された提案がされていたため。
- ③ 選定事業者は、児童館の管理運営について十分な経験があり、公の施設としての適切なサービスの提供が期待できると判断したため。

(7) 選定事業者に対する各委員からの意見と要望

【意見】

- ① 提案内容が長年の児童館運営の経験と実績から説得力があった。
- ② 非常勤職員の配置について、工夫して対応している。
- ③ 地域にしっかりと根付いた活動をしており、地域の課題をしっかりと捉え、地域資源を有効に活用できている。

【要望】

- ① 地域資源を活かしたプログラムを継続していただきたい。
- ② 様々な障害を持つ子供及びその保護者及び外国人利用者への配慮等、ダイバーシティへの対応をしていただきたい。
- ③ 不審者対策等、子供達の安全対策には気を付けていただきたい。
- ④ 当該施設はわかりにくい場所にあるため、案内看板の工夫に努めていただきたい。

施設名：日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ

(1) 選定対象事業者

社会福祉法人 雲柱社 ほか 1 者

(2) 採点結果

市民委員 4 名及び行政委員 3 名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

＜採点結果表＞ ★=審査にあたり特に重視した項目

審査項目	内 容	社会福祉法人 雲柱社 得点	B 者 得点	配点合計
市民の平等な利用 及びサービスの向上が 確保されていること。 (条例第 4 条第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	414 点	335 点	490 点 (70 点×7 名)
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。			
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★			
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★			
	⑤地域との連携が図れているか。★			
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。			
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。 (条例第 4 条第 2 号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	102 点	92 点	140 点 (20 点×7 名)
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★			
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第 4 条第 3 号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	231 点	212 点	280 点 (40 点×7 名)
	②適正な経理処理ができるか。			
	③同種（児童館）の施設管理運営実績があるか。			
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。			
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。			
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。			
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。			

個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	28 点	27 点	35 点 (5 点×7 名)
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	88 点	70 点	105 点 (15 点×7 名)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。			
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。			
小 計 (a)		863 点	736 点	1,050 点 (150 点×7 名)
得 点 率 (a/b) ※b=1,050 点 (150 点×7 名)		82%	70%	

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5 点 要件を十分に満たしている。
- 4 点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3 点 基本的な水準を満たしている。
- 2 点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1 点 全く要件を満たしていない。

※ 審査は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

例) 内容の配点 20 点の場合：評価点 5 点×加重点 4 倍＝配点 20 点

※ 得点率の考え方

採点結果表の得点小計 (a) が配点合計満点 (b) の何%になるのか算出（小数点以下四捨五入）する。

(4) 選定事業者

社会福祉法人 雲柱社

(5) 指定期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日 から 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日 まで

(6) 選定理由

- ① 両事業者とも一定の管理運営能力を有する事業者であると判断する目安と定めている60%以上の得点を得ている。このうち、選定事業者の得点がB者より上位であったため。
- ② 選定事業者は、児童館の管理運営について十分な経験があり、長年のノウハウを活用し、公の施設として適切なサービスの提供が期待できると判断したため。
- ③ 選定事業者は、地域に根ざしてよく研究し、提案内容が良く練られ、熱意を感じられたため。

(7) 選定事業者に対する各委員からの意見と要望

【意見】

- ① 提案書において、法人の諸規則や規定が十分に整備され、安心感がある。
- ② 提案書及びプレゼンテーションでは、多摩平の地域性（課題や特徴等）がよく研究されており、地域、関係機関、及びボランティア等との連携がよく図られる内容である。
- ③ 提案された自主事業も各年齢層に対して計画され、よく練られた内容となっており、熱意が感じられた。

【要望】

- ① 施設視察の際、前向きで緊張感を持って運営していると感じた。また、清掃等も行き届いているとも感じたため、次期に指定された際にも、その姿勢を継続していただきたい。
- ② 施設視察の際、照明が暗いと感じた。主管課と協議し、必要な場合は、改善を図っていただきたい。
- ③ 当該施設は利用者が多く、施設のキャパシティを超えているのではないかと感じている。主管課と協議し、児童館のスペースを広げることを検討していただきたい。
- ④ 適切に経費節減を図り、その分を利用者に還元していただきたい。

以上